

X - 1 - 1 - 1 - 02

5 年 保 存

秋 本 務 第 2 5 号

平 成 2 4 年 1 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（例規）

秋田県警察犯罪被害者支援要綱に基づき、総合的な犯罪被害者支援を推進するため、犯罪被害者支援の推進状況の把握及び必要な調整を行う秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会を設置し、別添「秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱」により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「秋田県警察被害者対策推進委員会設置要綱の制定について（例規）」（平成8年4月3日付け秋本務第315号）は廃止する。

別添

秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

1 設置

警察本部に秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、犯罪被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握するとともに、必要な調整を行うことを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 警務部長

委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長

4 運営

(1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

(1) 委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、委員長が指定する事項を調査、審議し、その結果を委員長に報告する。

(3) 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(4) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長 警務部長

幹事 警務部首席参事官、生活安全部首席参事官、刑事部首席参事官、交通部首席参事官及び警備部首席参事官

(5) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

6 警察署犯罪被害者支援推進委員会

(1) 警察署に署長を委員長とする警察署犯罪被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

(2) 署委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、署長が定めるものとする。

7 庶務

(1) 委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(2) 各部の庶務は、各部庶務担当課において処理する。